

「第3回ぱあとなあ山口全体会議

・第2回弁護士会との連絡協議会」を開催しました。



平成25年12月7日（土）12時30分から山口県身体障害者福祉センターで、第3回ぱあとなあ山口全体会議が開催されました。会議にはぱあとなあ会員34名が出席し、報告連絡・検討事項等の協議を行いました。

14時30分からは、弁護士会との連絡協議会が開催され、弁護士16名の方が参加されました。家事関係機関との連絡協議会の報告と、死後事務につ

いて弁護士が実践していることや法的な根拠等のアドバイスを頂きました。

テーマ

成年後見人として行う死後事務とはどのようなことをするのか？

また、死後実務を実践する上で、何が必要か？具体的な手順や方法は？

①死後のことを想定して、受任直後にしておきたいこと

■相続人調査

- ・本人が生存中に相続人調査をやりかけるが、直系までしか取れないので調査ができない。
- ・権限がないのでは。
- ・市町村で対応は違うが、相続が発生していないので相続調査は法的根拠がない。
- ・申立段階で、相続人が誰か調べるよう家裁に伝えるケースもある。申立人に調べさせる。各家裁によって違い、申立を急ぐ場合にはできない。
- ・親族調査だけではだめ。取れる市町村もある。
- ・管理の報告は、相続人にする必要があるので、これを理由にできるはず。
- ・亡くなった時の葬儀の取扱い等について確認する。
- ・申立書を閲覧するが、家裁にある分しかないので、親族全員分はない場合がある。
- ・下関の申立の運用は、親族の同意が必要となっている。相続人を確定して出さないといけなくなっている。
- ・手段の一つとして、本庁ではなく総合支所の方が取りやすいこともある。

⇒調査はやったほうが良い。やろうと思えばやれる。役所次第。

■お寺、菩提寺、宗派等

- ・被後見人等から聞き取る。
- ・郵便物等で確認している。
- ・墓守に納骨の意向を確認した。

■ 葬儀執行者について、葬儀費用について

- 早い段階で、危篤の時にキーパーソン、引き継ぎ者を確認している。
- 最初に確認していても、関わらないと言っていたが関わるケースもある。
- 互助会に入っているケースがあるので、プランの確認等を行うようになっている。
- 互助会に、被後見人が契約することは可能か？
互助会に入会した方が安いとは限らないので、必要はないのでは。
- 親族の意向を確認して、葬儀費用を決めた方が良い。

② 被後見人等が死の間近になったときに準備しておくこと

- お金をおろす。報酬額も含めておろす。残額が少なかったら、全額おろす。
- ケースによって違うが、葬儀は最低で30万、お布施代、供養代も想定しておろしている。おろしたお金は事務所、金庫、セーフティボックス等で保管する。
- 残額は、通帳に戻している。
- わかる範囲で相続人に連絡する。
- 葬儀屋に連絡する。
- 登記事項証明書を取得する。



③ 死後に行うこと

- 葬儀屋、お寺に連絡。
- 葬儀屋に見積もりを依頼する。
- 死亡診断書は何枚かコピーをしておく。
- 在宅で発見した場合は、警察に連絡。かかりつけ医がいれば、医者を呼ぶ。救急車を呼び、救急車内で死亡した場合検死は必要ない。
- 親族がいない場合は、喪主なしで行ってもらう。
- 喪主になると葬儀代を払うようになる。
- 葬儀屋にお寺を手配してもらえる場合もある。
- 火葬のみで遺骨を引き取らない場合もある。
- 被後見人の荷物は、病院や施設に処分を依頼する。
- 医療保険、介護保険、年金等の停止の手続き。

今回、成年後見人等が実践する死後事務についてはあとなあ山口会員や弁護士の方から多くの意見が出され、活発な話し合いになりました。

今後、成年後見人等が実践する死後事務について、各圏域での勉強会においても意見交換を行っていき、より質の高い後見活動を実践していくことを確認して、会議を終了しました。

～お知らせ～

① 次回全体会議

日 時 平成26年2月1日(土) 12時30分から

場 所 調整中

② 各圏域勉強会の実施状況

下関圏域

- ・年4回開催予定。11月末に3回目を終了

次回はH26年2月13日18:30、勤労福祉会館の予定。内容は未定。

宇部圏域

- ・社会福祉士中心に日頃の成年後見活動について勉強している。

次回は12月12日(木)日々の記録について、施設やケアマネとの業務分担等についてケースを交えながら行う。

H26年2月には、地域包括支援センター、MS、申立書の書き方について勉強会を行う。詳細は未定。

山口・萩圏域

- ・鶴弁護士と吉木社会福祉士が中心になり、2～3ヶ月に1回の頻度で行っている。

次回はH26年2月開催予定

周南圏域

- ・毎月市の保健センターにて19:00～21:00開催。8月と2月は休み。

先月は、任意後見について。1月は、任意後見制度の詳細について、通山弁護士に講義を依頼している。

岩国圏域

- ・年3～4回開催 12月14日(土)16:00～大島で行う予定。

H26年2月は柳井方面で、3月は司法書士の後見活動について、後見の情報交換等行う予定。